

金泉小学校 いじめ防止基本方針

～すべての児童が生き生きとした学校生活を送れるように～

平成 26 年 3 月 31 日策定
平成 26 年 11 月 30 日改訂
平成 29 年 3 月 31 日改訂
平成 30 年 11 月 16 日改訂
令和元年 11 月 19 日改訂
令和 3 年 3 月 4 日改訂
令和 3 年 9 月 7 日改訂

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識のもと、校長のリーダーシップにより組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

本校では、いじめの未然防止、早期発見、即時対応についての基本的な認識や考え方を整理し、いじめ問題を学校全体として組織的に対応していくために「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校においては本基本方針等を活用した校内研修を実施し、全ての教職員が共通理解のもと、いじめ問題について組織的に対応していけるようにする。また、教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身につけることができるように、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や専門家（カウンセラー、ソーシャルワーカーなど）を講師とした研修を実施していく。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にもどの学校にも起こりうることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく継続して未然防止、早期発見、即時対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への対応に当たっては、校長のリーダーシップのもと、家庭・地域・学校で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接にかかわっており、日々実践することが求められる。

1 定義

(1)いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)いじめの類似行為の定義

「いじめの類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

例：インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、被害児童がそのことを知らずにいるような場合など

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」には、どのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「即時対応」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには、様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべき「いじめ問題」についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童にもどの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校・家庭・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組まなければならない問題である。

留意事項

①保護者の参画について

毎学期、「いじめアンケート」を実施し、いじめの早期発見・未然防止に努める。

②児童の意見について

毎学期、「子ども生活アンケート」を実施し、未然防止に努めるとともに、発見した場合は速やかに対応する。

③いじめ防止基本方針の公開について

学校だよりで紹介したり、ホームページに掲載したりする。

II いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係づくりを進め、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域や学校の特性等を把握した上で年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1 児童や学級の様子を知るためには

(1) 教職員の気づきが基本

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。児童の思いを共感的に受け止め、ともに笑い、涙し、感動する場を共有することが必要である。その中で児童たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量る感性を高めていくことが求められている。

(2) 実態把握の方法

児童個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題の具体的な指導計画を立てる必要がある。そのためには、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係を捉える調査等を実態把握の方法として定期的実施する。配慮を要する児童の進級や進学、転学については教職員間や学校間で適切な引継ぎを実施するものとする。

2 認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じることでできる「心の居場所づくり」の取組が重要である。児童は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって教職員の姿勢は重要な教育環境の一つ

である。教職員が児童に対して愛情をもち、配慮を要する子どもを中心にすえた温かい学級経営や教育活動を展開することが児童に自己肯定感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

(1) 児童のまなざしと信頼

児童は教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない一言が子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童のよきモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

(2) 心の通い合う教職員の協力・協同体制

温かい学級経営や教育活動を学年・学級や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生活指導等について尋ねたり、相談したり、気軽に話したりできる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

(3) 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者とかかわる機会を設定し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。年間を通した縦割り班活動や奉仕体験活動が、「こんなに認められた」「誰かの役に立った」「誰かに必要とされた」という経験になり児童を成長させる。また、教職員の温かい声かけが「認められた」という自己肯定感につながり、児童は大きく変容するのである。

(4) よりよい人間関係を構築し社会性を育む活動

地域・保護者と連携した「達者海岸清掃」「親子奉仕作業」「ごみゼロ奉仕活動」「親子ふれあい教室」「しゃきっと教室」などの活動を通して、他者や社会とのかかわりを豊かにし、児童の社会性を育成する。

(5) 児童の自主性を高め、互いを思いやる活動

総務委員会を中心とした「いじめ見逃しゼロ運動」や「タッチ&あいさつ運動」「花咲山カード」等の児童の主体的な活動を通して、児童の自主的な態度の育成に努める。また、自分や友達のよさに気づき、お互いを認め合う心を育てる。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々なかかわり方を深める体験活動を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないこと」を児童に理解させることが大切である。また、児童が、人の痛みを思いやることができるよう人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

(2) 道德教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対しては、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切である。児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」にふれれば、自分自身の生活や行動を省みることができる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが重要である。

4 保護者や地域の方への働きかけ

PTA の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や、HP、学校・学年便り等による広報活動を積極的に行うことが大切である。

実践例 1 道徳授業の公開（1月）

・人権教育にかかわる道徳授業参観を実施する。

実践例 2 学校便り、学級便り等による情報発信

・学校の取組を伝え協力を呼びかけるとともに取組の内容について意見をもらう。

実践例 3 定期的ないじめに関するアンケートの実施

Ⅲ 早期発見

- (1) いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりする等、気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努める。
- (2) 児童が自ら SOS を発信した場合、児童にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- (3) 学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、児童の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを連絡し合う等連携に努める。
- (4) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して児童の見守りを継続する。アンケート調査においては、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせて実施する。

Ⅳ いじめ発見時の即時対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに学級担任、生活指導主任（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告をする。

- (1) いじめられていた児童・いじめを知らせた児童を守り通す
 - いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を知らせに来た児童から話を聞くときは、他の児童の目に触れないよう、場所・時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。
 - 状況に応じて、いじめられている児童、いじめの情報を知らせに来た児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。
- (2) 事実確認と情報の共有
 - いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情等をいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学級担任、生活指導主任、学年部主任等）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
 - 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

<把握すべき情報例>

- 誰が、誰をいじめているのか？【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか【時刻・時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか？それによって、どんな被害を受けたのか？【内容】
- いじめのきっかけは何か？【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか【期間】※児童の個人情報には十分注意すること。

(3) いじめを行った児童を指導する

○いじめを行った児童を悪者として懲らしめるのではなく、教育するという姿勢で対応する。当該児童に対して、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該児童が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちをもてるように指導する。

V いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・即時対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」な取組をあらゆる教育活動において展開していくことが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ問題対策委員会」を設置し、そのチームを中心として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

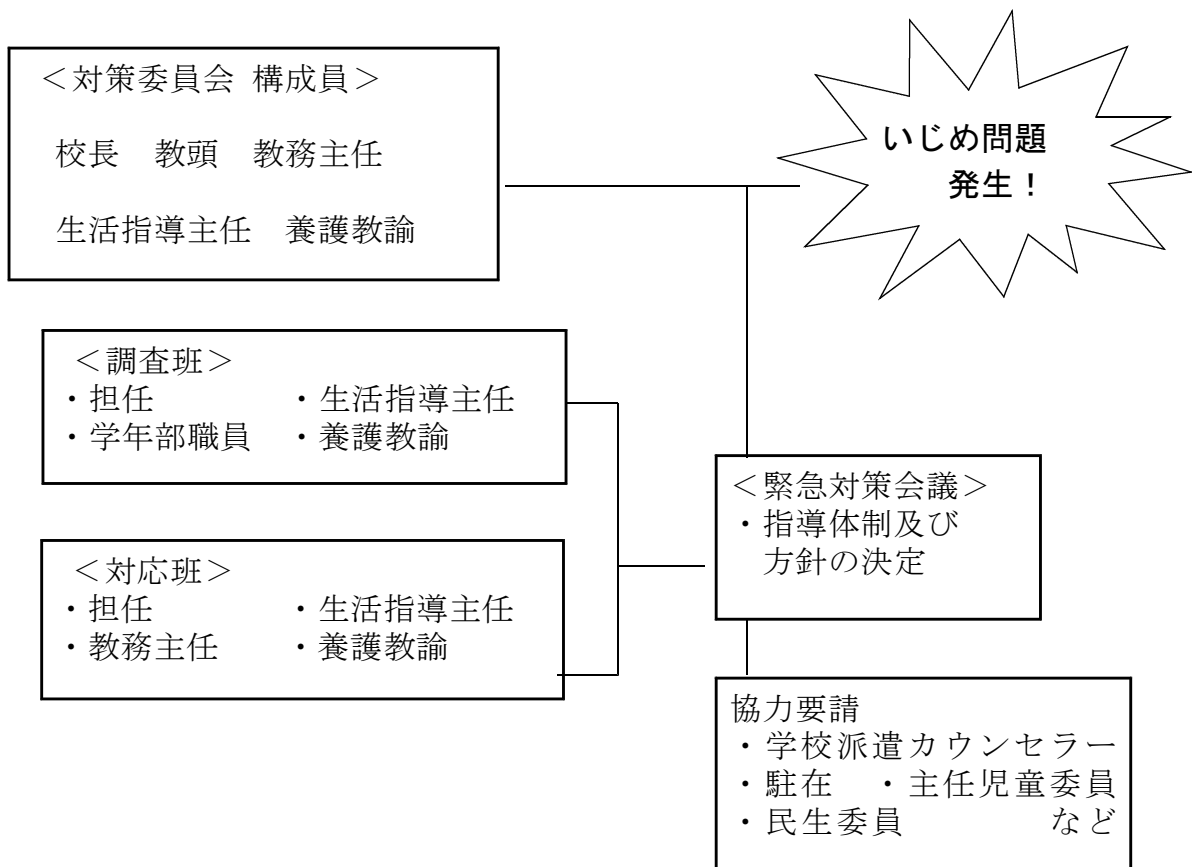
また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開していく。

1 いじめ問題対策委員会の設置

いじめ問題対策委員会は、校長が任命した教職員で構成する。

なお、校長が必要と判断した場合は、学校派遣カウンセラー、北狄駐在、相川地区主任児童委員、民生委員等の協力・参加を要請する。

《いじめ問題対策委員会 組織》



※ いじめ問題対策委員会は、毎月の子どもを語る会も含まれるものとする。

※ いじめ事案発生の際には、緊急対策会議を開催し、調査班や対応班を組織し早期解決を目指す。

2 年間を見通したいじめ防止の指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。

《金泉小 いじめ防止のための年間指導計画》

1学期

	4月	5月	6月	7月	8月
会議など	いじめ問題対策委員会 ・指導方針 ・指導計画等	子どもを語る会（毎月実施）			いじめ問題対策委員会 ・取組の評価 反省・修正
防止対策	学級組織の確立 学級づくり	わくわく朝会	構成的エンカウンターを取り入れた活動（各学級で）		
	・花咲山の活動（通年） ・異学年交流活動（学期2回）				
早期発見		いじめアンケート ・児童		生活アンケート ・保護者 ・児童	

2学期

3学期

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議など	子どもを語る会（毎月実施）			いじめ問題対策委員会 ・取組の評価 反省・修正	子どもを語る会（毎月実施）		いじめ問題対策委員会 ・年間の取組の評価・修正
防止対策	構成的エンカウンターを取り入れた活動（各学級で）				道徳授業公開	構成的エンカウンターを取り入れた活動（各学級で）	
	わくわく朝会				わくわく朝会		
	・花咲山の活動（通年） ・異学年交流活動				・花咲山の活動（通年）・異学年交流活動		
早期発見		いじめアンケート ・児童		生活アンケート ・保護者 ・児童			

※1 「子どもを語る会」では、気になる児童について、全職員で共通理解を図り、いじめの早期発見につなげていく。

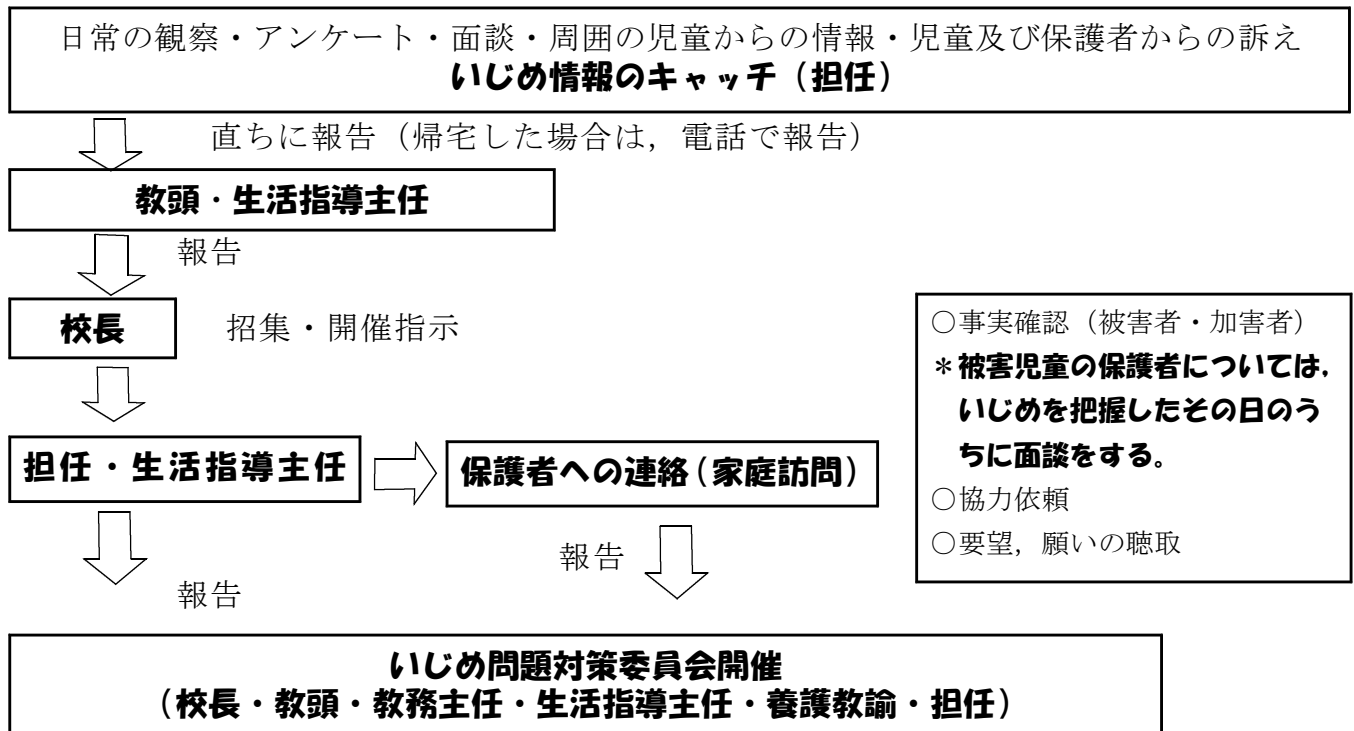
※2 「いじめアンケート」実施後は、アンケートをもとに個別に面談する時間を確保する。

※3 「花咲山」の活動については、異学年交流の活動と関連づけ、上学年のやさしさ、下学年のがんばりに目を向けられる活動となるよう留意する。

VI いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

1 学校全体の取組

いじめの兆候を発見したり認知したりした場合は、教職員が一人で抱え込まず学年部及び学校全体で対応することが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導を行い、保護者を巻き込んだトラブルに発展するような状況を避けるためにも、校長がいじめ問題対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む必要がある。

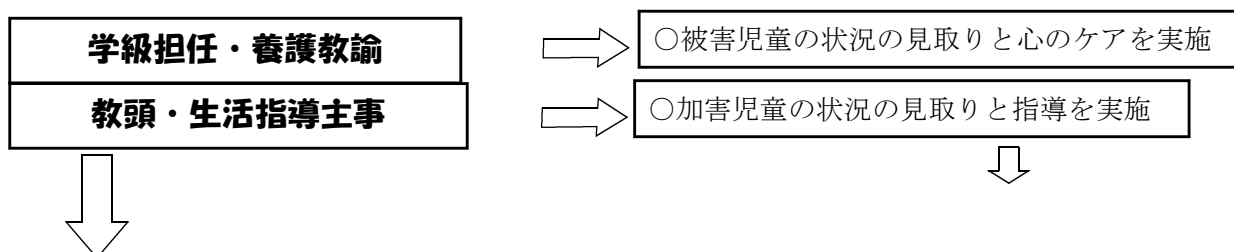


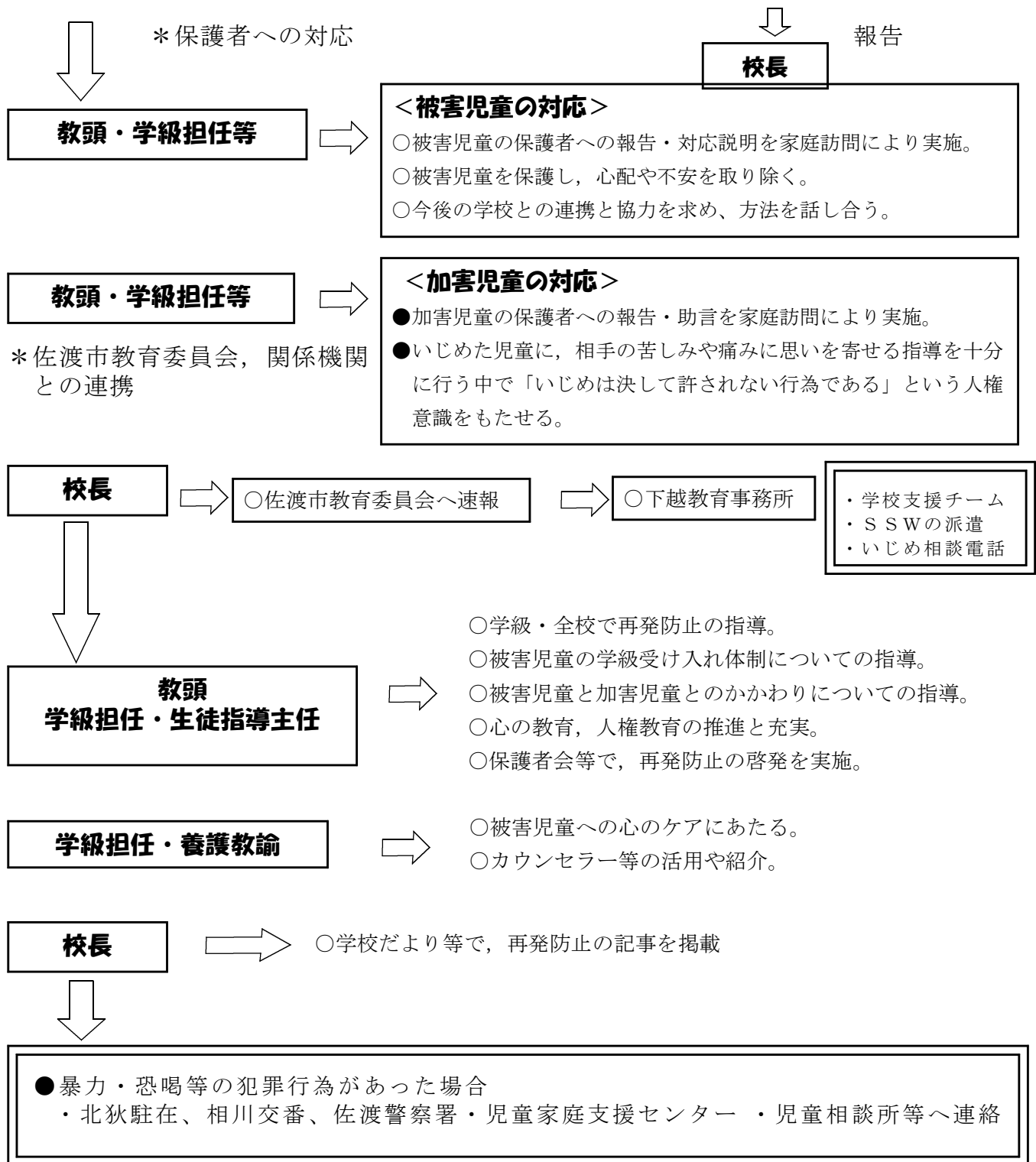
① 正確な実態把握・聞き取り

- ・被害児童，加害児童，周りの児童から聞き取りを行い，記録する。
- ・聞き取りは，複数職員で同時に個別に行う。
- ・聞き取り後，聞き取った内容をつきあわせ，状況を正確に把握し報告する。
- ・一つの事象にとらわれず，いじめの全体像の把握に努める。

② 対応の協議及び役割分担の決定

- ・事実を確認し，報告する。すべての教職員の共通理解を図る。
- ・被害児童のケアについて。見守る体制を整備する。
(登下校・休み時間・清掃時間等)
- ・被害児童の保護者への報告・対応について。
- ・加害児童への指導について。
- ・加害児童の保護者への報告・対応について。
- ・学級への指導、全校への指導について。
- ・保護者への啓発について。
- ・佐渡市教育委員会への速報について。





いじめの情報が入ってから、学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに十分に検討協議し、慎重に対応することが必要である。

2 いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。この期間は、いじめを受けた、いじめを行った児童の様子を含め状況を注視する。

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

このことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消」している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察をする。

Ⅶ ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、児童が使用するパソコン、携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話などの使い方の変化など、被害を受けている子どもの発するサインを見逃さないよう保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷などをインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを行うもの。

【ネット上のいじめ】

- ・メールでのいじめ
- ・ブログでのいじめ
- ・チェーンメールでのいじめ
- ・学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ
- ・SNS から生じたいじめ
- ・動画共有サイトでのいじめ

匿名性により、「自分だとわからなければ何を書いてもかまわない」と、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷していると感じられることから、心理的ダメージが大きい。

スマートフォンで撮影した写真をネット上に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により、自宅等が特定されるなど、個人情報が流出する危険性がある。

掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の人に関覧されたり、アクセスされたりする危険性がある。

※ブログ：「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるウェブサイト

SNS「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のウェブサイト

2 いじめ類似行為について

例えば、SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合は「いじめ類似行為」として、行った児童に対して指導する。なお、まだ「いじめ」に気付いていない児童に、そのことを伝えるかどうかは、保護者と相談の上、決める。

ネット上では「いじめ」や「いじめ類似行為」がおこりやすい環境であることを十分踏まえ、未然防止とともに、早期発見・即時対応に努める。

3 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

(1) 保護者会等で伝えること

＜未然防止の観点から＞

- ・ 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと。特に、携帯電話やインターネットへアクセスできる携帯型ゲーム機をもたせる必要性について検討すること。
- ・ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の情報が流出するスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと。
- ・ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること。

＜早期発見の観点から＞

- ・ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

(2) 情報モラルについて、児童に理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や、児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

インターネットの特殊性

- ・ 発信した情報は、不特定多数の人に、すぐに広まること
- ・ 匿名で書き込んでも、書き込んだ人は特定できること
- ・ 違法情報や有害情報が含まれていること
- ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、自分自身が被害者になったり、加害者になったりする可能性があること
- ・ 一度流出した情報は、完全には回収・削除できないこと

児童の陥りやすい心理

- ・ 匿名だから、自分だとわからない。
- ・ 自分だとわからないから、何を書いても平気。
- ・ 何を書いても平気だから、友達のことをおもしろく書こう。
- ・ 書き込みで、目立ちたい。
- ・ 動画共有サイトで、アクセス数を増やしたい。

4 早期発見・即時対応のためには

(1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・ 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ・ 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

【指導のポイント】

- ・ 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・ 匿名でも書き込みができるが、書き込みを行った個人は、必ず特定されること。
- ・ 書き込みが悪質な場合には犯罪となり、警察に補導される場合があること。

チェーンメールの対応

【指導のポイント】

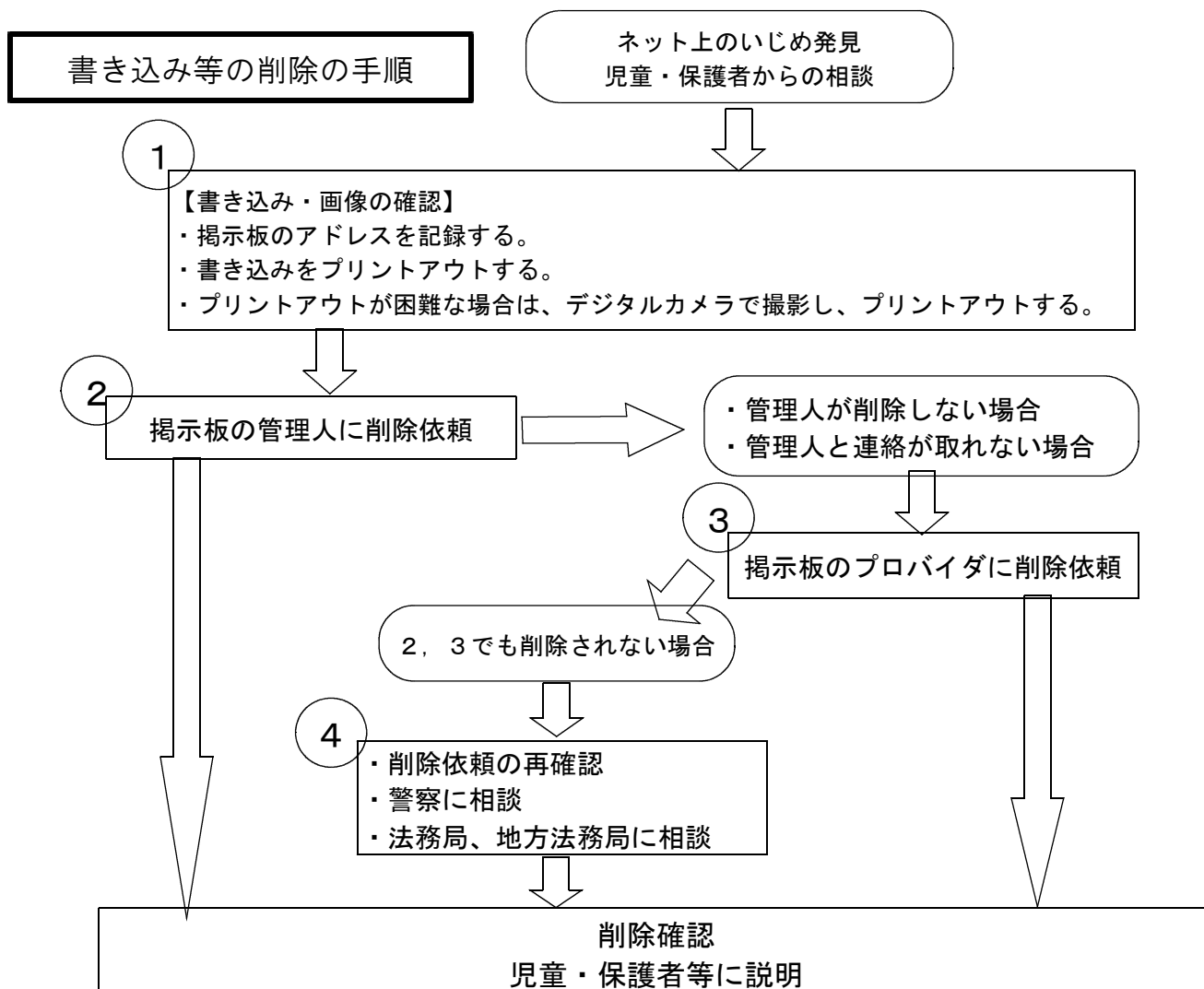
- ・ チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ・ 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので、絶対に転送しないこと。転送した場合、内容によっては、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

【チェーンメールの転送先】

(財)日本データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

- ※ ネット上のいじめへの対応についても、即時対応の取組が必要である。
- ※ 情報機器の進歩により、新たないじめが発生する可能性がある。常に新しい問題に関心を払う必要がある。



Ⅷ いじめの重大事案について

1 重大事態の意味

(1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発生した場合 等

(2) いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(3) その他

児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

2 重大な事案が発生した場合

- ・ 速やかに、市教育委員会へ報告する。暴力、恐喝等の犯罪行為があった場合は、警察等の関係機関へも連絡する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決に当たる。
- ・ 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の了解を得て説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・ 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

3 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生活指導担当の職員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換など、「顔の見える連携」を進めていく必要がある。

4 市教育委員会との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

5 出席停止の措置について

児童に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果が上がらず、他の児童の心身の安全が保障されない恐れがあるときは、市教育委員会の指導のもと、出席停止の措置を検討する必要がある。

出席停止の措置は、「懲戒」という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点で設けられているものである。

学校教育法第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育法第 35 条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認めるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 三 施設又は設備を損壊する行為
 - 四 授業その他の教育活動を妨げる行為
- ① 市町村の教育委員会は、前項の規定により、出席停止を命ずる場合は、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
 - ② 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續きに関し、必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
 - ③ 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

6 警察との連携について

学校は、地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが必要である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に佐渡警察署（相川交番）に相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

佐渡警察署	電話	0 2 5 9 - 5 5 - 0 1 1 0
相川交番	電話	0 2 5 9 - 7 4 - 2 8 8 8
北狄駐在	電話	0 2 5 9 - 7 5 - 2 1 2 1

7 地域その他関係機関等との連携について

いじめた児童の置かれた背景に、保護者の愛情不足等、家庭の要因が考えられる場合には、子ども若者相談センターや児童相談所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

佐渡市子ども若者相談センター 佐渡市金井新保乙 1 1 0 電話 0 2 5 9 - 5 8 - 8 0 7 7

中央児童相談所（佐渡地域） 佐渡市相川二丁目浜町 20-1 電話 0 2 5 9 - 7 4 - 3 3 9 0
